

ブラジルに現地法人が無い日本企業が同国で非居住者在庫を活用する方法 及びその一般的な留意点

1. 非居住者在庫保管 – (ポルトガル語-Regime especial : Entrepósito Aduaneiro)

非居住者による在庫保管の方法は、通常保税保管方式(Entrepósito Aduaneiro)と呼ばれる 2009年2月5日付政令第6759号 404、405、410、411条で定められている。

- 1) 保税保管方式とは
ポルトガル語で Centros Logísticos e Industrias Aduaneiro (CLIA)若しくは Estação Interior (Port. seco – Dry Port) と呼ばれる、民間保税倉庫を利用して外貨状態（外国貨物）で保管するシステム。
- 2) 保税状態での保管期間は基本1年間、1年の延長可能で2年間、更に税関に申請し、許可が取れば更に1年の延長で、保管を始めてから最大3年間。
- 3) 保税保管の申請者(保税保管在庫名義者)はブラジルに居住し税関の輸出入者登録(以下、RADAR)を所持している事。
- 4) 保税保管された貨物は、必要数量のみを随時輸入通関して輸入することが可能で、その際に輸入諸税の支払いが発生する、また輸入通関を行う輸入者は保税保管名義者及びブラジル居住するRADAR取得者であれば誰でも可能。
- 5) 保税保管した貨物を、そのまま輸出することも可能。この際輸入諸税は掛らない。
- 6) 保税保管を行う事ができる保税倉庫は以下の地域に有る。

税関管区	州	EADI	CLIA※	Total
第一管区	ブラジリア連邦直轄区(DF)	1	0	1
	マツグロツ・ド・スル(MS)	1	0	1
	ゴイアス(GO)	1	0	1
	マツグロツ(MT)	1	0	1
第二管区	アマゾナス(AM)	1	0	1
	パラ(PA)	1	0	1
第四管区	ペルナンブコ(PE)	2	0	2
第五管区	バイア(BA)	0	2	2
第六管区	ミナスジェライス(MG)	2	4	6

第六管区	リオデジャネイロ(RJ)	0	1	1
第七管区	リオデジャネイロ(RJ)	2	1	3
	エスピリットサント(ES)	0	3	3
第八管区	サンパウロ(SP)	6	15	21
第九管区	パラナ(PR)	3	7	10
	サンタカタリーナ(SC)	2	6	8
	リオグランデ・ド・スル(RS)	7	1	8
Total	Total	30	40	70

(2021年4月時点 出典:連邦歳入庁 Receita Federal サイト)

※ファーストゾーン、セカンドゾーンに立地する保税倉庫で、通常の輸出入通関に加え、輸入部品の組み立て加工(工業製品化)を行うことが出来る保税倉庫。

7) 保税倉庫費用

保税倉庫の保管料は CIF 価格建ての従価制となっており、1期10日間で $CIF \times 0.35\%$ 程度(保税倉庫、取扱貨物により料率は異なる)。その他、貨物保険料(一般的に $CIF \times 0.05\%$)、入出庫料、検品費用、仕分費用等の費用が発生する(温度管理必要貨物、危険物等に関しては、料率が変化)。

一ヶ月間在庫させると保管料としては最低 CIF の $1\% + \alpha$ の料金が掛かるので、あまり長期在庫には向かない。

8) 港湾・空港から保税倉庫までは港湾・空港費用、保税輸送(DTA)で輸送する費用が発生。

2. 保税保管を行うプロセスと書類の準備

1) INCOTREMS: CIF

2) 必要書類

- ・ BL/AWB

- ・ Proforma Invoice / Packing List

- ・ Consignee: RADAR を取得しているブラジル居住者

(メルコスール共通関税番号(NCM)の分類が完了している事、ポルトガル語で Description が整理されている事が条件)

<特記> 保税保管の場合は、輸入規制対象品で船積み前の輸入ライセンス(経済省貿易業務部(DECEx)等)が必要な貨物の場合でも船積み前の輸入ライセンスの取得は不要。(輸入通関をする前に取得すれば良い)

3. RADAR(Ilimitada/Limitada)を保有している現地法人、事業者等を保有していない場合の対応方法

ブラジルにこれから進出を目指し、まだ現地法人、代理店等を保有していない場合で、商品を保税保管する事で輸入販売を行う場合の方法として、保税保管の名義人を RADAR を取得する企業の名義を利用するケースと、内陸保税倉庫(CLIA/EADI)の名義で保税保管を行う2つのケースで対応する事が可能。

ただし、このようなオペレーションを行う場合はその橋渡しとなるのは、日本・ブラジルに自社拠点を有する物流企業等を窓口として、日系の輸入者対象となりえる商社等の協力を得て、オペレーションの流れを構築していくとスムーズに行く(ブラジルの法律上フォワード、通関業者等の物流業者は輸入者にはなれない)。

1) ブラジル在住企業の名義を利用する方法。

この場合の輸入者として対象になるのは、フレキシブルな対応が可能な商社が最適であると考え

る。ここへ物流企業を交え、非居住者在庫を行う場合の体制を構築する。

a) 業務フローの確認。

- ・非居住者在庫までの作業フローの整理

物流業者が代行輸入者からの委任状の取得などの調整。

- ・非居住者在庫品の輸入販売を行う際の、輸入通関に入り貨物引き渡しまでのフロー。

(Shipper 側での Invoice の発行)

- ・輸出者と代行輸入名義者との契約締結。(名義使用料などの含め、作業費用の負担など物流業者を交えて設定・調整)

b) 非居住者在庫を行うまでの物流フローと、物流費用の確認。

- ・港湾・空港費用、港湾・空港から内陸保税倉庫までの保税輸送費用。

- ・保税保管貨物の特性に合わせた保管条件の設定。(温度、管理最小単位の確認。)

(管理最小単位とは輸入する際の最小単位。保税倉庫では最小単位での在庫管理が必要となる為、また、この最小単位以下での輸入通関は出来ない所以注意。)

- ・上記保管条件前提の税保管費用、作業費用を保税倉庫と交渉し作業単価費用の決定。

c) 保税倉庫で発生する保管料その他倉庫運用費用の支払い方法。

- ・物流企業が一旦保税倉庫に代わって支払いを行い、日本側荷主(シッパー)に請求若しくは日本側より前払いとしての為替送金を受けての支払い。

- ・若しくは輸入代行者がこれら費用負担を行い、輸出者側に請求する、このケースの場合も輸入代行者は物流企業を窓口として、内陸保税倉庫への支払いを行う。

d) 第三者の輸入者が輸入通関を行い貨物引き取りの際に発生する保税倉庫側費用の負担者の明確化。(一般的には保税保管名義者が倉庫料を負担し、商品対価に反映。)

第三者が輸入通関を行うためには輸出者より新規に Invoice を受領し、この Invoice で輸入者が

輸入通関を行う、通関業者は輸入者指定の通関業者となり、保税保管を行った通関業者と異なるケースが一般的。

- e) 内陸保税倉庫の保管料は月単位での請求。輸入が発生した際は、その都度請求が発生するが、倉庫側と調整で月極での支払いも可能となる。
- f) 保税保管費用などに関して物流企業が建て替えるケース、前払いを受領するケース、どちらも為替差損を考慮して、相互でよく調整をする事が必要。
- g) 保税保管した貨物の在庫状況は、内陸保税倉庫が必ず月末の在庫表を出力する(25日締め等と倉庫により多少異なる)。この在庫表を物流業者を経由して輸入者側は在庫確認を行う、また必要があれば物流業者が保税倉庫で現品確認を行うことも可能。
- h) 保税倉庫に依頼して棚卸しレポートを要求することも可能(有料)。

2) ブラジルの保税倉庫の名義で非居住者在庫を行うケース。

ブラジルの内陸保税倉庫(CLIA/EADI)は非居住者在庫を行う際の輸入者代行を行うことは可能。

この際の名義使用料などは個別交渉となる。また、1)日系企業を輸入者名義にするケースと、基本的な流れは同じではあるが、港湾・空港からの保税輸送、保税倉庫での保税保管申請などは、保税倉庫が契約している輸送・通関業者を起用することが前提となる場合が多く、物流企業が直接対応することが出来ない場合もある。

また、具体的な数値はないが、名義使用料、保管・作業費用等の請求に関しては為替リスク等を含んだ数字となることが考えられる。

また、物流企業が非居住者在庫の保税保管申請業務が出来ない場合、コレスポнденス(外国語で海外の取引先とやり取りをすること)は倉庫と輸出者と直接となるパターンが出てくる。そのため意思疎通が難しく一般的に推奨出来る方法ではない。

3) まとめ

非居住者在庫を前提としてブラジルでの商品輸入販売を行う場合で、かつ自社拠点、販売代理店とのネットワークがない場合、第三者(商社等)を輸入名義者として起用できるが、まずは物流企業に打診してから体制を構築する事を推奨する。

以上

プラットフォームコーディネーター・コラム

「ブラジルに現地法人が無い日本企業が同国で非居住者在庫を活用する方法及びその一般的な留意点」

(2021年4月)

○作成：ジェトロ・サンパウロ事務所、

中小企業海外展開現地支援サンパウロ/パラグアイ・プラットフォーム

Alameda Santos, 771 Primeiro Andar, Jardim Paulista, CEP 01419-001, São Paulo -SP, BRASIL

○執筆：プラットフォーム・コーディネーター 森田透(ブラジル日通)

【報告書の利用についての注意・免責事項】本コラムでは、ブラジルに現地法人を持たない日本企業が非居住者在庫を活用した輸出を検討する際に一般的に把握しておくべき内容について言及したものです。ここで提供する情報は特定の状況に対するアドバイスでも、それを意図したものでもありません。個々の状況に対するアドバイスについては、業界の専門家に相談されることをお勧めします。本調査で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切責任を負いかねますのでご了承ください。